

○内閣府
法務省 令第二号

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 小泉 龍司

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年 内閣府
法務省 令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総株主通知における通知事項）	（総株主通知における通知事項）

第二十条 法第五十一条第一項に規定する主務省
第二十条 法第五十一条第一項に規定する主務省
令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 発行者が日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社である場合において、加入者が同法第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨

「一・二 同上」

三 発行者が日本電信電話株式会社である場合において、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。